

感染症発生時における業務継続計画

感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1 目的

本計画は、感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、こども支援テラス ぽらぁのとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

施設長（管理者）統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 体制整備 責任者：施設長（管理者） 代行者：代表職員 正規職員 ☐ 意思決定者・担当者の決定 ・意思決定者は施設長（管理者）とする ・他部門担当者は、常勤職員とする ☐ 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 こども支援テラスぽらぁの内、当事業者関係先事業所、 市障がい福祉課 ☐ 報告ルールの確認 管理者が取りまとめて、法人本部に報告する ☐ 報告先リストの作成・更新 作成後に変更・追加があれば適時おこなう	別表 1
(3) 感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 メディアの利用 ☐ 基本的な感染症対策の徹底 マニュアルに沿った対応	様式 2 様式 7

	☐ 利用者・職員の体調管理 検温とその他の異常の有無等の管理 ☐ 事業所内出入り者の記録管理 基本的に訪問や入室は断る	
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄 手指消毒用の、遊具の消毒のためのアルコールの在庫管理 ☐ 委託業者の確保 必要性が出れば対応する	様式 5
(5) 職員対応 (事前調整)	☐ 職員の確保 出勤可能な職員の確保 ☐ 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応する	
(6) 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 国・道が示したガイドライン等に沿って対応していく ☐ 業務内容の調整 職員数に応じて危険がないような支援内容に柔軟に変更する	様式 6
(7) 研修・訓練の実施	☐ BCP の共有 職員の協力体制構築について、職員で共有する ☐ BCP の内容に関する研修 必要な研修を行う ☐ BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応が行われるような訓練を行う	
(8) BCP の 検証・見直し	☐ 課題の確認 訓練後に、課題について精査していく ☐ 定期的な見直し 精査後の意見や対策について、必要な見直しを行う	

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

施設長（管理者）の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長（管理者）	正規職員
医療機関、受診・相談センターへの連絡	施設長（管理者）	正規職員
利用者家族等への情報提供	施設長（管理者）	正規職員
感染拡大防止対策に関する統括	施設長（管理者）	正規職員

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 法人本部・管理者へ報告 ☐ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ☐ 事業所内・法人内の情報共有 ☐ 指定権者への報告 ☐ 相談支援事業所への報告 ☐ 家族への連絡	別表 1
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 ☐ サービス休止 ☐ 医療機関受診	
(3) 消毒・清掃等の実施	☐ 場所（療育スペース等）、方法の確認	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長（管理者）	常勤職員
関係者への情報共有	常勤職員	施設長（管理者）
再開基準検討	常勤職員	施設長（管理者）

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
☐ 都道府県・保健所等と調整	
☐ 代替えサービス等の実施検討 市障がい福祉課へ確認	
☐ 当事者児童及び職員の関係事業所との調整	
☐ 利用者・家族への説明	
☐ 再開基準の明確化 国のガイドラインの基準に従う	

第Ⅴ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長（管理者）	常勤職員
関係者への情報共有	常勤職員	施設長（管理者）
感染拡大防止対策に関する統括	常勤職員	施設長（管理者）
勤務体制・労働状況	施設長（管理者）	常勤職員
情報発信	施設長（管理者）	常勤職員

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 ☐ 感染対策の指示を仰ぐ 法人本部	様式3
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 ☐ 自宅待機 国・道の定めたガイドライン等に従う ☐ 相談支援事業所との調整 その都度、適切に対応する 【職員】 ☐ 自宅待機	

(3) 防護具・ 消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 管理者が随時行う ☐ 調査先・調達方法の確認	様式 5 別表 1
(4) 情報共有	☐ 事業所内・法人内での情報共有 ☐ 利用者・家族との情報共有 ☐ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 ☐ 関係業者等との情報共有	別表 1
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	☐ 労務管理 適切な管理が行えるように努力するとともに、道や石狩市に相談し 適切な人員配置を可能な限り行っていく。 ☐ 長時間労働対応 休憩の回数を増やすなど対策を行う ☐ コミュニケーション 職員が孤立したりや孤独感を持たないように配慮する	
(6) 情報発信	☐ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 その都度、適切に対応する	

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和7年1月	感染症発生時における業務継続計画作成